三　平成十一年十月から平成十二年三月までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「平成二十五年改正前の法」という。）第百四十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の基金の加入員の標準報酬月額に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十九条第五項又は第六項に規定する申出を行った加入員の標準報酬月額であって同条第五項又は第六項に規定する期間に係るものにあっては、当該標準報酬月額に当該免除保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する額）を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

三の二　平成十二年四月から平成十五年三月（同月までに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金にあっては、当該認可を受けた日が属する月の前月）までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定による徴収金（経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「廃止前基金令」という。）第三十九条の四第一項の規定に基づく控除を行っている場合にあっては、当該控除がないものとした場合の掛金及び徴収金。次号から第三号の五までにおいて同じ。）のうち、当該月の当該基金の加入員の標準報酬月額（平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額であって、同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

三の三　平成十五年四月から平成十七年三月（同月までに平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金にあっては、当該認可を受けた日が属する月の前月）までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の当該基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額（平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

三の四　平成十七年四月から平成二十六年三月（同月までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあっては、当該認可を受けた日が属する月の前月）までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額（平成十五年四月までに平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金については零とする。）

三の五　平成二十六年四月から基金が解散した日の翌日（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金及び平成十七年四月に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については零とする。）

四　平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に平成二十五年改正前の法第百六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第五項の規定により連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該連合会が当該老齢年金給付の同条第三項に規定する現価相当額（以下「現価相当額」という。）の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額（厚生年金保険の被保険者であった期間であって当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であった期間（平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）に係るものに限る。次号及び第四号の三、第五号から第五号の三まで、第九号から第九号の三まで並びに第十号から第十号の三までにおいて同じ。）に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

四の二　平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平成二十五年改正前の法第百六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

令上の特例措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額（平成十七年三月までに平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金及び平成十七年四月に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については零とする。）

三の五　平成二十六年四月から基金が解散した日の翌日（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金及び平成十七年四月に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については当該指定を受けた日）が属する月の前月までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の当該基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額（平成二十五年改正前の法第百三十九条第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものの並びに天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特例措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準賞与額であって、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額（平成二十六年四月までに平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金にあっては当該認可を受けた日、平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた基金にあっては当該指定を受けた日）が属する月の前月までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の当該基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額（平成二十五年改正前の法第百三十九条第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものの並びに天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特例措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額（平成十六年四月までに平成十五年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金及び平成十七年四月に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については零とする。）

三の六　平成二十六年四月から基金が解散した日の翌日（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金及び平成十七年四月に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については当該指定を受けた日）が属する月の前月までの期間に係る各月の分の掛金及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の当該基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額（平成二十五年改正前の法第百三十九条第七項又は第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であって、同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものの並びに天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特例措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準賞与額であって、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額（平成十六年四月までに平成十五年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金及び平成十七年四月に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については零とする。）